

## 放課後児童クラブの安全対策に関する調査の結果

〔令和4年3月28日付け  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）宛て総務省行政評価局長通知〕

総務省中部管区行政評価局が、放課後児童クラブの安全対策に関する調査を実施した結果、下記のとおり、改善する必要があると認められるものがありますので、通知します。  
なお、これに対する改善措置等については令和4年9月30日までに御回答ください。

### 記

厚生労働省は、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、放課後児童クラブに対し、災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成を求めている。

今回、中部管区行政評価局が、愛知県内の6市に所在する22の放課後児童クラブを実地調査した結果、以下の状況がみられた。

- 1 災害時対策マニュアルの作成状況をみると、①マニュアルが作成されていないもの（2施設）や、②保護者向け資料（入所時の利用者手引）において、警報等発令時の施設の対応や開閉所の判断などが触れられているため、これを災害時対策マニュアル扱いとしているが、同資料では単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（2施設）、③消防計画や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水時の避難確保計画等、作成の趣旨が異なるものを災害時対策マニュアル扱いとしており、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（3施設）がみられた。
- 2 事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況をみると、①マニュアルが作成されていないもの（6施設）や、②保護者向け資料（入所時の利用者手引）において、病気・ケガ等の際の保護者への対応などが触れられているため、これを事故・ケガ等発生時の対応マニュアル扱いとしているが、同資料では、単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（1施設）がみられた。
- 3 調査対象とした6市はいずれも、各施設におけるマニュアルの作成状況を書面や聴き取り等により把握を行っており、また、未作成の施設に対しては、立入検査の際に作成要請を行っているが、施設が作成しているマニュアルの内容を詳細に確認し、その内容に対する助言や指導をすることまでは行っていない。
- 4 調査対象とした6市が立入検査の際に、施設が作成しているマニュアルの内容を詳細に確認し、その内容に対する助言や指導を行っていないことが、マニュアルが作成されていなかったり、マニュアルを作成していると認識している施設の中に、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していた施設が生じた一因と考えられる。

したがって、全国の施設でも同様の可能性があるため、厚生労働省は、今回の調査結果を活用し、全国の市町村に対して、域内の放課後児童クラブに、放課後児童クラブ運営指針における災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの趣旨について改めて周知徹底するよう注意喚起を行う必要がある。